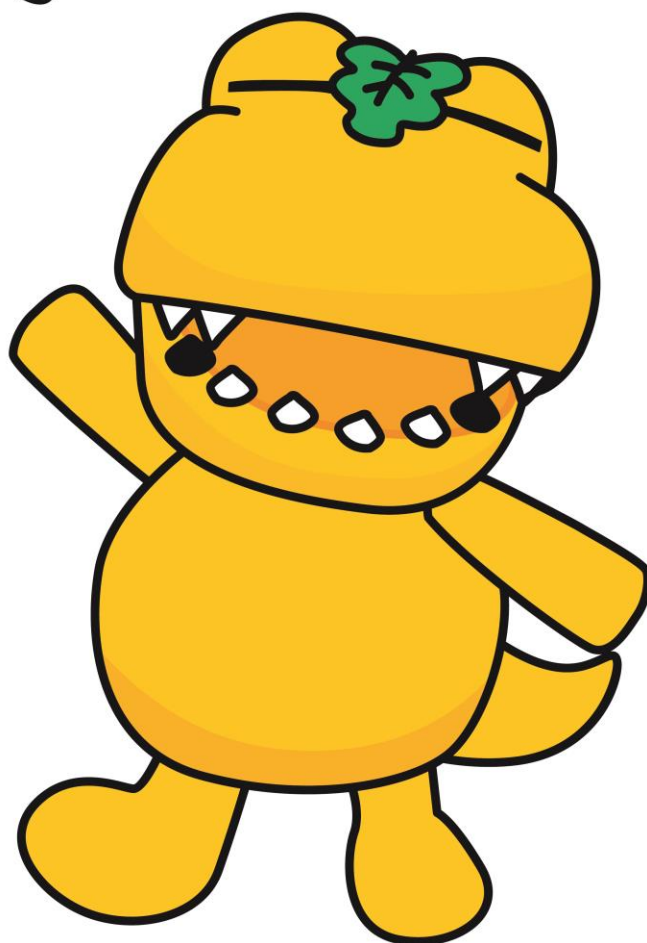


柏市いじめ防止基本方針

～令和 8 年度改訂版～

おいでよ！カミワニ[🌿]



柏市教育委員会

柏市いじめ防止基本方針（目次）

はじめに

第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方

- 1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・ 3

第2章 いじめの防止等のために柏市が実施する施策

- 1 学校を支援するための体制整備・・・・・・・・・・ 3
- 2 教職員の研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 いじめの未然防止のための取組・・・・・・・・・・ 6
- 4 いじめの早期発見に対する取組・・・・・・・・・・ 7
- 5 いじめへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 6 基本方針の公表・点検・改善・・・・・・・・・・ 12

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべきこと

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）・・ 12
- 2 学校の組織（法第22条）・・・・・・・・・・ 12
- 3 学校における取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第4章 重大事態への対処

- 1 重大事態についての基本的な考え方・・・・・・・・ 17
- 2 重大事態の発生と調査（法第28条）・・・・・・・・ 18
- 3 調査結果の提供及び報告・・・・・・・・・・ 19
- 4 市長による再調査及び措置（法第30条）・・・・ 19

はじめに

子どもたちは、私たちの宝であり、社会の希望であり、人類の未来を切り開く可能性に満ちたかけがえのない存在です。子どもたちは、生まれながらにして、一人一人が人間として尊重され、成長及び発達が保障されなければなりません。

また、国際化や情報化の進展に伴い、社会は大きく変わろうとしています。今後、変化の激しい社会の中で、自分らしく生き抜いていく子どもたちを育むためには、「多様な個性」に応じたきめ細かい対応がより求められています。

学校現場では、他者との「違い」を否定するのではなく、これからの日本に必要な「多様な個性」として受け入れ、その力を最大限に発揮できるように積極的に認めていくことが重要です。

さらに、時代の変化に目を向けて、子どもたち一人一人のニーズにあった対応をしていくことが、私たちの務めであると考えています。特に、いじめ問題の背景には、子どもたちの心の問題とともに、家庭、友人関係、地域等、子どもたちの置かれている環境が複雑に絡み合っていることが少なくありません。

もちろんいじめられている子どもを最後まで守り通さなければならず、暴力や犯罪と思われる行為には毅然と対応することも必要です。

一方で、いじめにより、子どもたちが自ら命を絶つという痛ましい出来事が起きています。特定の子どもに対して、いじめが繰り返されれば、その子どもの心を深く傷つけてしまいます。私たちは子どものわずかな変化も見逃さないようにし、いじめを早期に発見し、速やかに対応しなければなりません。まして、子どもがいじめを苦に自らその尊い命を絶つような事態は何としても防がなければなりません。

また、いじめを子どもたちからのSOSのサインと受け止めて、その抱えている問題の背景を探り、子どもたちの実態に応じた対応をしていかなければ、本当の意味でのいじめの解消にはつながりません。

そのためには多くの人々の協働が不可欠です。教職員が心理や福祉などの専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組むことが必要です。

そこで、柏市及び柏市教育委員会は、国の「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）及び「柏市児童虐待及びいじめ防止条例」（以下「条例」という。）に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「柏市いじめ防止基本方針」（以下「柏市基本方針」という。）を定めます。

第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

※いじめの定義に関わる用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照してください。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともにその後の成長に深い傷を残し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであります。

いじめから児童生徒を守るためには、児童生徒に関わる大人一人一人が、「いじめはどの児童生徒にもどの学校でも起こりうるものである」ことを共有し、それぞれの役割と責任を自覚するなかでいじめの防止に取り組んでいく必要があると考えます。

特に、児童生徒がいじめを苦に自らその尊い命を絶つような事態は何としても防がなければならないという強い決意で取り組まなければなりません。

第2章 いじめの防止等のために柏市が実施する施策

市は、柏市基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進します。

また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じるよう努めます。（条例第1条、第26条）

なお、いじめに関わる相談、情報提供を受けた者は、取得した個人情報の適正な取り扱いに十分に留意しなければなりません。（柏市教育委員会個人情報保護条例施行規則）

1 学校を支援するための体制整備

(1) 柏市いじめ問題対策連絡協議会の設置

教育委員会は、法第14条第1項に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、地方自治体、警察、その他の関係者により構成される、「柏市いじめ問題対策連絡協議会」

（以下「連絡協議会」という。）を設置します。いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図り、医師、弁護士、学識経験者等、専門的な知見を持った第三者からの意見を求めます。

(2) 児童生徒課の設置

平成30年度より児童生徒の生活面、安全面を集約し、長期欠席対策、いじめ防止、教育相談、学校安全対策を強化することを目的として教育委員会内に児童生徒課を設置しました。更に、令和元年度より、特別支援教育に関わる部署が児童生徒課に移管され、児童生徒の支援にあたる体制が強化されました。

各学校が実施する関係者会議や具体的な調査、児童生徒・保護者への対応等において学校を支援するため、高い専門性を持った人材を派遣し、学校支援を行います。

【学級経営アドバイザーの配置】

学級経営・生徒指導に高い知見を持った学級経営アドバイザーが、各校の状況を把握します。また、各校からいじめの報告があった場合は、状況や要望に応じて個別の支援を行います。さらに、各校からの要望に応じて授業者の支援等も行います。

【スクールサポーターの配置】

警察での勤務経験のある人をスクールサポーターとして雇用し、学校の要請に応じて配置します。特に、問題行動・非行傾向のある児童生徒や集団生活になじむことが苦手な児童生徒への対応を支援します。

【まごころ教員（生徒指導・不登校支援）の配置】

問題行動・非行傾向のある児童生徒への個別支援及び校内フリースクール（校内教育支援センター）等にいじめを起因として別室登校している児童生徒への学習指導や居場所づくりへつなげるために、まごころ教員（生徒指導・不登校支援）を配置します。

【個別支援教員（特別支援）の配置】

主に通常の学級で特別な支援を要する児童に対して、生活や学習上の困難を改善または克服するために、個別支援教員（特別支援）を配置し、学級での指導・支援及び必要に応じて個別の取り出し指導を行います。

【教育支援員の配置】

特別支援学級及び通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対して、生活及び学習の支援を行うために教育支援員を配置します。

【医療的ケア看護師の配置】

医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する小中学校において、看護師を配置し、当該児童生徒に対して医療的ケアを実施することにより、安心して学校生活を送れるよう支援します。

【スクールカウンセラースーパーバイザーの派遣及びスクールカウンセラーの配置】

児童生徒及び保護者等への啓発活動の講師として、また臨床事案の個別支援や重大事案の緊急時のために、スクールカウンセラースーパーバイザー（以下「SV」という。）を派遣したり、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）を活用したりします。

【スクールソーシャルワーカーの配置及び派遣】

いじめや不登校、暴力行為、児童虐待等児童生徒の様々な問題行動に対してスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を各中学校へ配置し、各小学校へも派遣します。児童生徒が置かれた環境の問題（家族、友人等）への働きかけや児童相談所等の関係機関との連携・調整を行います。

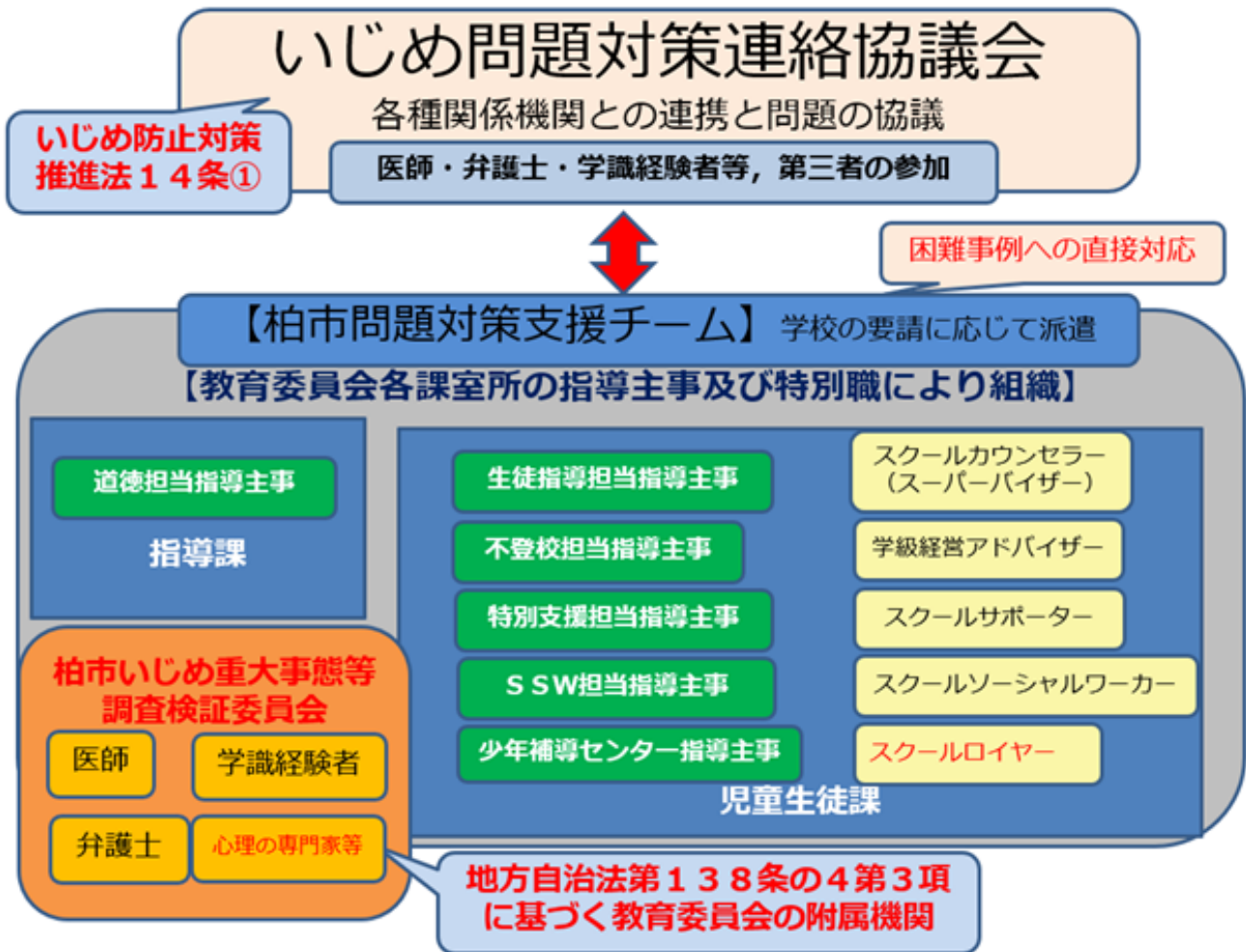
【柏市問題対策支援チームの派遣】

指導主事・SV・SSW等でチームを組み学校に派遣します。それぞれの専門性を生かし、アセスメントやプランニングをしながら、学校を支援します。

【スクールロイヤーの派遣】

いじめの重大事態等にかかる案件や複雑なトラブル対応を求められた際、スクールロイヤーを派遣します。法的根拠を持った早期対応が可能となり、学校教育に関わる諸課題に関する法律上の問題点等について、法的側面から助言をします。また、児童生徒及び教職員に対し、法的視点を持ったいじめ防止や人権等に関する授業・講演等を行います。

◎学校を支援する体制イメージ図



2 教職員の研修の充実

- (1) 初任者研修等の各階層別研修や、生徒指導主任連絡協議会、長期欠席児童生徒対策研究協議会等で、いじめ問題への対応力を高めるため、いじめの未然防止、早期発見、適切な対応力を身につけることを目的とした研修を進めています。また、教職員は、いじめの重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応ができるよう、平時からの備えとして、法、基本方針及びいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の理解に努める必要があります。そのため、主に生徒指導主任連絡協議会において、理解を深めるための研修を行い、研修内容を各学校で周知することを求めています。
- (2) 教職員の不適切な認識や言動がいじめを助長する可能性があることを踏まえ、いじめへの理解及び、その対応についての研修を推進するため、学校からの要望に応じて、各校の研修会に講師を派遣します。また、生徒指導主任及び人権教育担当者等を対象に、こども基本法や児童生徒の権利に関する条約の理解を深めるための研修を継続していきます。
- (3) 「いじめ問題対応の手引き」（柏市教育委員会発行、平成24年10月31日初

版)を各職員に提示し、周知を図るとともに、各種研修に活用し、早期発見・早期対応を図ります。報告・連絡の体制も確実に示します。

また、この「いじめ問題対応の手引き」は、適宜改訂していきます。

- (4) 「自殺念慮の割合が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。【文部科学省】(厚生労働省「自殺総合対策大綱」)」を踏まえ、令和元年度までの3年間で、柏市のすべての教職員を対象に、性別違和や性的指向・性自認に関わる児童生徒の理解のための研修を実施しました。現在は2年目研修及び市外からの転入職員を対象に研修を継続しています。

3 いじめの未然防止のための取組

- (1) 相手を傷つけないために注意すべきことや、いやなことをされた時の対処の仕方、あるいはいじめを疑うべき兆候や、いじめを疑った時に取るべき対応等をわかりやすくリーフレットにまとめるなどして、児童生徒及び保護者に伝えていきます。
- (2) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、いじめを許さない学校・学級の風土を醸成するために、各校に次の取組の推進を求めます。

- 「自己指導能力の獲得※を目指したわかる授業の推進」
- 「道徳教育の充実」
- 「いのちを大切に作るキャンペーン」
- 「いじめ防止サミット KASHIWA の開催(11月)」
- 「いじめ防止推進月間(12月)の取組」
- 「教育相談体制の充実」
- 「SOSの出し方に関する教育」
- 「人権擁護委員と連携した人権教育」

※自己指導能力とは①「自己存在感を感受できる」②「共感的な人間関係がある」③「自己決定の場がある」④「安全・安心な風土の醸成がある」ことを言います。これは、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感させることです。

- (3) 年間4回の生徒指導主任連絡協議会を開催し、いじめ等生徒指導対策の中核となる生徒指導主任の連携の場とします。また、学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から効果的な役割を果たせるように各校に次の取組を求めます。

- ①年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員が、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて理解すること。
- ②学校いじめ対策組織を活用して、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えること。
- ③学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、

関係機関等に説明すること。

- ④校長のリーダーシップの下、生徒指導主任等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行うこと。
- ⑤学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に教育委員会に相談を行うことができるよう連携体制を整えること。
- ⑥学校いじめ対策組織において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えること。
- ⑦日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、適切に管理する体制を整えること。
- ⑧様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えること。
- ⑨学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えること。
- ⑩いじめが犯罪行為に相当し得ると認められた場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知すること。
- ⑪そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組むこと。

(4) 児童生徒の心の問題とともに、家庭や友人、地域等の問題が複雑に絡み合い、学校だけでは問題の解決が困難なケースも多くなっています。そこで、民生委員・主任児童委員・SSW・警察関係者等を招き、合同の研修及び情報交換を実施します。

(5) いじめを許さない学校・学級の風土を醸成するため、学校の様々な研修に、児童生徒課指導主事を派遣します。

4 いじめの早期発見に対する取組

(1) いじめを受けた児童生徒がその心の傷を広げることのないように、早期発見に努めます。教育委員会は市立小中高等学校64校に対し、年間3回(6月頃、11月頃、2月頃)、「柏市いじめの状況調査」を実施し、各学校にはアンケート及び教育相談の実施を義務付けます。また、「柏市いじめの状況調査」も含めて、各学校に月1回のペースでアンケートを実施するように呼びかけ、アンケート調査結果は担任だけでなく、複数の目でチェックするよう学校に周知します。学校からの報告については教育委員会が追

5 いじめへの対応

(1) いじめを受けた児童生徒の心身の保護を何よりも優先して対処します。

- ①校長の判断により、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒の別室登校や自宅学習による出席扱い等の対応をします。
- ②いじめを受けた児童生徒の心身を保護するためにやむをえない場合には、いじめを行う児童生徒に対し、出席停止措置等をとります。

(2) すばやく事実確認を行い、関係機関と連携しながら、いじめを行う児童生徒の指導を行います。

- ①学校が行う事実確認や指導に対して、学校や保護者の要望に応じて人材を派遣します。
- ②いじめを行う児童生徒に対しては、必要な指導を行うとともに、その抱えている問題を見つけ、解決するよう努力します。その指導においては、柏市少年補導センター及び千葉県警察本部東葛地区少年センターと連携して対応に当たります。
- ③重大ないじめ事案や児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、法第23条第6項に基づき、直ちに警察署生活安全課及び千葉県柏児童相談所に相談・通報を行い、支援を要請します。

(3) いじめに関わった児童生徒の心身と関係性の修復及び再発防止に努めます。

- ①学校又は保護者の要望に応じて、いじめに関わった児童生徒及び保護者に対してのカウンセリングを行います。その際は、学校に配置されているSCを活用したり、必要に応じてSVを派遣したりします。
- ②いじめが原因で不登校が発生した場合には、教育支援センター、校内フリースクール（校内教育支援センター）への通級・通室によって、いじめに関わった児童生徒の学びの場の確保を行います。
- ③教育支援センターにアドバイザー、校内フリースクール（校内教育支援センター）にまごころ教員を配置し、学校及び関係機関と連携しながら、いじめに関わった児童生徒を支援します。
- ④関係機関と連携をしながら、いじめに関わった児童生徒への指導を継続します。
- ⑤保護者の要望があれば、学区外就学を承認します。

(4) インターネットを介してのいじめへの対応

- ①SNSを介したインターネット上のいじめから児童生徒を守るために柏市少年補導センターにネットトラブル相談窓口を開設します。

- ②柏市学校警察連絡協議会と共同で毎年、市内小中高等学校の児童生徒の実態を把握するために生活実態調査を実施します。調査結果を教育委員会内で分析し、情報モラル教育等の参考にします。
- ③サイバーパトロールを実施し、柏市内小中高等学校の児童生徒のインスタグラムやX等のインターネット上での不適切な書き込みを監視し、見つけた場合は学校に通報します。
- ④スマートフォンを子どもに持たせることはインターネットやSNSによるトラブルに巻き込まれる可能性があることをミニ集会や保護者会等、様々な場面で保護者や地域に周知していきます。
- ⑤市内児童生徒のスマートフォン等の電子機器の普及に伴うネットトラブル防止に向け、各種関係機関が情報共有を図り、連携して学校を支援します。
- ⑥児童生徒が「情報を適切に活用し表現する能力」を育成するために、発達段階に応じて系統的にネットリテラシーを身につけるカリキュラムを学校に提示します。さらに、ネットいじめ等の早期発見と抑止力を生み出すことや、SOSの出し方教育の視点から、中学1年生の全学級を対象に映像教材を活用した授業を実施します。

(5) 特別な支援を必要とする児童生徒への対応

LD・ADHD・ASD等の、発達障害特性を有する児童生徒が、いじめの対象となったり、集団への不適応を起こしたりする場合があります。これを踏まえ、学校全体で特別支援教育を推進し、理解・啓発を図ることにより、いじめを未然に防止するよう努めます。

- ①各学校が、特別な支援を必要とする児童生徒の一人一人のニーズに応じた校内支援体制の充実を図るために、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用を働きかけます。また、管理職や特別支援教育コーディネーターと連携し、校内特別支援教育委員会の活性化を図ることにより、特別な支援を要する児童生徒の見守り態勢の強化・充実を図ります。
- ②個別支援教員（特別支援）や教育支援員、医療的ケア看護師の配置を行い、特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実に努めます。
- ③管理職研修、特別支援教育コーディネーター研修等、特別支援教育に関わる各種研修を行い、教職員の資質の向上を図ります。

(6) 配慮を要する児童生徒への対応

- ①外国にルーツのある児童生徒の対応
外国にルーツのある児童生徒は、言語や文化の差異から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの多様性からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行います。

②家庭環境等に特別な事情がある児童生徒の対応

虐待や貧困、ヤングケアラー※等、特別な事情を抱えている児童生徒については、不安や葛藤、劣等感、欲求不満等が潜んでおり、そのことがきっかけでいじめの加害者にも被害者にもなりえます。学校においては、日常の児童生徒の変化を観察するとともに、SSW等を活用し、必要に応じて関係機関と連携しながら対応します。

※ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことです。（子ども・若者育成支援推進法より）

③性別違和※や性的指向・性自認に関わる児童生徒への理解と対応

性別違和や性的指向・性自認に関わる児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、性的指向・性自認に関する人権教育の推進や個別の事案に応じ、SC等を活用しながら、児童生徒の心情等に配慮した対応を行います。また、令和7年度より中学校において、学生服、セーラー服等に加えて柏市標準服を導入し、スラックスとスカートを自由に選択できるようにすることで、性の多様性に配慮します。

※性別違和とは、生物学的性と性別に関する自己意識（性自認）が一致しないため社会的に支障がある状態のことです。

(7) 大規模災害により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）への理解と対応

被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

(8) 感染症等に関する人権への配慮と対応

感染症等の感染者や濃厚接触者、感染症の対策や治療にあたる医療従事者等に関する児童生徒に対して、偏見やいじめが起こらないよう、学校全体で注意深く見守り、いじめの未然防止に取り組みます。また、不安やストレスを抱えている児童生徒がいる場合は、SC等を活用し、必要に応じて関係機関と連携しながら対応します。

(9) 紛争地域や社会情勢等における児童生徒への適切な対応

関係国を出自とすることを理由に、関係する児童生徒に対して、差別等の不当な扱いによるいじめが起こらないよう、学校や関係機関で注意深く見守り、いじめの未然防止に取り組みます。また、発達段階に応じて、学校生活のあらゆる場面を通じて人権教育の推進に努めます。

(10) 宗教との関わりに起因する問題を背景とした児童生徒への理解と対応

宗教に関することのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童生徒の早期発見、支援に努めます。また、心のケアを図る必要があると考えられる事案があった場合には、SCやSSWと共にチーム学校として、教育相談に取り組み、児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行います。

6 柏市いじめ防止基本方針の公表・点検・改善

- (1) 「柏市いじめ防止基本方針」はホームページで公表します。
- (2) 基本方針については、法の施行状況を確認しながら、見直し改善していきます。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべきこと

学校は、法第13条の規定に基づいて基本方針を策定するとともに、法第22条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該校の複数の教職員を中心に構成される、いじめ防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を設置します。校長が先頭に立ち、教職員の一致協力体制を確立し、保護者、地域、教育委員会と連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進します。

1 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）

学校は、国、県及び柏市の基本方針に基づいて、次に述べるいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定め、これを学校のホームページなどで公表し、保護者、地域住民等に広く周知し、学校のいじめ防止等の取組について理解を求めます。

学校基本方針には、いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制の充実、生徒指導体制の確立、校内研修の充実など、いじめの防止全体に関わる内容等を盛り込みます。

- (1) 学校基本方針の策定に際し、その内容を保護者や地域住民、児童生徒にも検討してもらい、策定後の取組が円滑に進められるようにします。
- (2) 学校基本方針を策定するにあたっては、児童生徒がいじめ防止に主体的かつ積極的に参加できるように配慮し、学校全体でいじめの防止等に取り組むようにします。
- (3) いじめ防止対策委員会を中心として、学校基本方針が実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直すことを明記します。
- (4) 学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともにいじめ防止に関わる達成目標（アンケートの実施、校内研修、いじめを許さない環境づくり等）を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。

2 学校の組織（法第22条）

学校は、「いじめ防止対策委員会」を組織します。日頃からいじめ問題等、児童生徒の生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生徒指導部会」「生活指導委員会」等、既存の組織を活用し、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、退職教員・警察官経験者など専門的な知見を持った第三者、保護者、及び学校評議員等地域の代表にも参加を求めます。また、必要に応じて、教育委員会に人材の派遣を要請します。

〈参考〉国の基本方針に示されたいじめ防止対策委員会の役割

- 学校基本方針の策定及び見直し，取組の検証の中核としての役割
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録，共有を行う役割
- いじめを察知した場合には，情報の迅速な共有，関係のある児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定，保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

3 学校における取組

柏市立の小中高等学校は，法，条例及び本基本方針第2章の施策，いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を受けて，以下のような取組を行います。

(1) いじめの防止

① いじめについての共通理解と研修

平時からいじめの発生を防ぎ，かつ，発生した際は適切な対応をとることができるように，法，基本方針，ガイドライン及び生徒指導提要の理解を深めるための校内研修を実施します。

いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，校内研修や職員会議で周知を図ります。併せて教職員の不適切な認識や言動が，児童生徒を傷つけたり，他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう平素から教職員全員の共通理解を図ります。

また，自己指導能力の獲得を目指したわかる授業の展開に努め，学級や学年，部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを目指します。

障害（発達障害を含む）について，熱心な無理解者*とならないよう適切に理解した上で，児童生徒に対する指導に当たります。

*熱心な無理解者とは，障害（発達障害を含む）のある子どもについて【無理解・誤解・理解不足】などの状態にも関わらず，熱心と言われるくらいの積極的な指導・支援を繰り返し，かえって当事者の状態を悪化させてしまう人のことを指します。

② 悩みを抱える児童生徒への共感的理解

日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくよう心掛け，教職員が児童生徒から相談を受けた際は，当該児童生徒との信頼関係を大切にしながら，まずは悩みや不安を真摯に受け止め，悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めます。

③ 自尊感情の育成

「自分を大切にしたい」という心がなければ，ほかの人を大切に思う心も生まれません。児童生徒に，「生きて，今，ここにいること」が何よりも大切なことであることを，あらゆる機会をとらえて伝えていき，すべての児童生徒が無条件に認められている今のあるがままの自分で，すでにかげがえのなく，尊い存在であるという思いを抱くことができるようにします。このような絶対的な自尊感情を根底として，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度を身につかせます。

④ いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により，児童生徒の社会性を育むことに努めます。

⑤ 児童生徒の主体的な学びや取組

児童生徒自らがいじめの問題について学び，主体的に考え，自らいじめの防止を訴えるような取組（児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）を促します。特に，条例第22条をうけ，12月のいじめ防止月間には，市全体での取組に積極的に参加すると同時に，各学校独自の取組も行います。

⑥ 学校いじめ防止基本方針の周知

児童生徒，保護者，関係機関等に学校いじめ防止基本方針を説明し，いじめの防止全体に関わる学校の姿勢の理解を図ります。

(2) いじめの早期発見

① いじめの早期発見のための措置

学校は，年間3回，学期ごとのアンケート調査と教育相談を実施し，いじめの実態把握に取り組みます。アンケートについては，月1回のペースでアンケートを実施するように努め，担任だけでなく複数の目でチェックするとともに，いじめの実態把握に取り組みます。児童生徒及び保護者が気兼ねなくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに，いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒に現れる変化を記した，保護者用のいじめチェックシートを作成，配付したり，保健室や相談室の利用，電話相談やSNS相談の窓口について広く伝えたりするなどして，家庭と連携して児童生徒を見守り，早期発見に努めます。

(3) いじめに対する措置

① いじめが発見され通報を受けたときの対応

いじめを発見したり，通報を受けたりした教職員は一人で抱え込まず，直ちにいじめ防止対策委員会に報告し，同委員会を中心として，組織的に，速やかに対応します。いじめを受けた児童生徒を守り通すことを最優先にし，安全な環境でその事情や心情を聞き取り，状態に合わせて見守りを続けます。いじめを行う児童生徒に対しては，その人格の成長を目指し，教育的配慮のもと，毅然とした態度で指導するとともに，事情や心情を聞き取り，その抱えている困難を解明し，必要に応じて心理や福祉の専門家等の協力を得て，継続的な支援を行います。

これらの対応について，教職員全員の共通理解，保護者や地域の協力，関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

遊びや悪ふざけのように見えても，いじめかもしれないと思ったら放置せず，その場でその行為を止めさせます。児童生徒及び保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には，安心して話せる環境を整え，十分な時間を確保し，真摯な態度でじっくりと聞き取り，正確に記録します。たとえわずかであっても，いじめの疑いがある行為には，早い段階からの確に関わりを持つことが必要です。その際，いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を必ず守らなければなりません。

② いじめが起きた集団への働きかけ

いじめに気付いていた児童生徒に対しては、たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、安心して伝えられる体制を整え、信頼関係を築くようにします。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにします。

いじめの解決とは、いじめを行った児童生徒によるいじめを受けた児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、両方や周りの児童生徒全員がお互いの関係を修復し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきです。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていきます。

(4) いじめの解消

① いじめは謝罪をもって安易に解消と判断せず、少なくとも下記の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じた事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに関わる行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3か月継続していること。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

また、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は当該生徒について、日常的に注意深く観察します。

② いじめの解消に至っていない段階では被害児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保します。

(5) ネット上のいじめへの対応

① 関係機関との連携

ネット上の不適切な書き込み、名誉棄損、プライバシー侵害等があった場合は、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じます。こうした措置を取るに当たり必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求めます。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に支援を求めます。

② 情報モラル教育

インターネット上のいじめやトラブルについては、少年補導センターと連携し、学校ネットパトロールを実施して、早期発見に努めます。また、児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など関係機関の取組についても周知します。SNS（ソーシャルネットワークキン

グサービス)、携帯電話・スマートフォン等を利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらについてしっかりと理解と責任を求めていきます。

(6) 性別違和や性的指向・性自認に関わる児童生徒の理解と対応

① 教職員一人一人が「性同一性障がいや性的指向・性自認に関わる児童生徒」について理解し、悩みを抱える児童生徒に寄り添い、全体で支援を進めます。

② 性別違和や性的指向性自認に関わる児童生徒は、自身の状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえ、カミングアウト^{*}の強制がないように日頃より相談しやすい環境を整えます。

※カミングアウトとは、これまで公にしていなかった性的指向・性自認を他人に話したり、打ち明けたりすることです。

③ 児童生徒が相談しやすい環境を構築するため、図書室や保健室に関連図書を整備します。また、児童生徒への指導及び理解のための指導教材等の研修を進め、人権教育を推進してまいります。

④ 性別違和や性的指向・性自認に関わる児童生徒や保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、決してアウトィング^{*}とならないように教育委員会、医療等の関係機関と連携して適切に対応します。

※アウトィングとは、他人の秘密を、その人の許可なく暴露する、されることです。

※『LGBTガイドライン～職員が性の多様性への理解を深めるために～』

(柏市男女共同参画センター) 参照

(7) SOSの出し方に関する教育の推進

「SOSの出し方に関する教育」とは、いじめをはじめとする悩みを抱えた時に、「現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出す)ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育です。

① 映像教材等を活用した「SOSの出し方に関する教育」の授業を、学級活動、道徳等の学習と関連させ、各学校でいずれかの学年において年間1回以上実施します。

② 児童生徒が悩みを抱えたときに助けを求めること等の教育は、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配付時等で、全ての児童生徒を対象に毎年度繰り返し実施します。

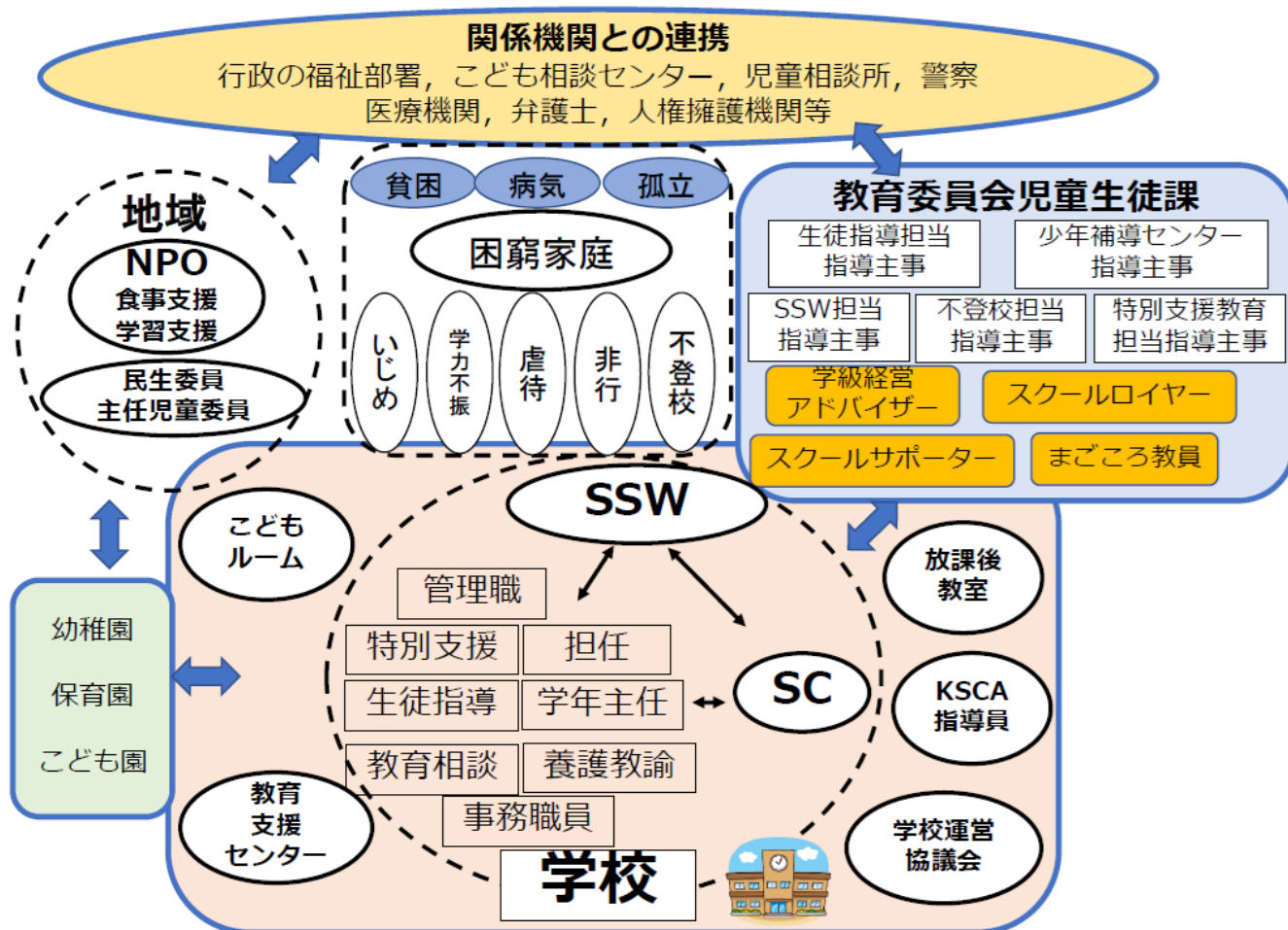
(8) 中学校区における小中学校及び地域との連携推進

① 中学校を中心に学区内の小中学校及び小学校同士の連携を推進し、学校間で生徒指導の取組についての情報交換・情報共有することで、学区全体で児童生徒を見守っ

ていく教職員集団の形成を目指します。

- ② 小中学校及び小学校同士の連携に加えて、地域や関係機関との連携を通して、学区全体で子どもたちを見守っていきます。年度初めや年度末等に、地域の民生委員・主任児童委員やこどもルーム（学童保育）の職員等と、学区の生徒指導上の課題やいじめ問題に関わる情報を共有することで、地域全体で問題を解決する仕組みを構築していきます。

◎地域全体で学校を支援する体制のイメージ図



第4章 重大事態への対処

1 重大事態についての基本的な考え方

いじめはすべての児童生徒に起こりうる問題です。しかし、いじめが原因で児童生徒が自ら命を絶つような事態は、何としても防がなければなりません。そのための理念や施策についてこれまで述べてきたわけですが、万が一児童生徒が自死したり、又は法に規定されるような重大事態が起こったりした時には、柏市教育委員会は、市長部局と協力して事態に対応します。その際、決して事実を隠したりすることなく、いじめを受けた子どもを最後まで守りぬくことを前提に取り組みます。

2 重大事態の発生と調査（法第28条）

（1）重大事態の意味

法第28条は、いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、及びいじめにより児童生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを重大事態として、速やかな対処を求めています。その判断基準を事例として以下のように示しています。

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 令和6年8月改訂版】

- ①児童生徒が自殺を企画した場合・自殺を企画したが軽傷で済んだ。
- ②心身に重大な被害を負った場合・暴行を受け、骨折した。・投げ飛ばされて脳震盪となった。
- ③金品等に重大な被害を被った場合・複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。
- ④精神性の疾患を発症した場合・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ⑤いじめにより転学等を余儀なくされた場合・欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない) 当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。

これらにこだわることなく、児童生徒の個々の状況と保護者の要望を十分に把握して総合的に判断します。

（2）重大事態への対処

重大事態が発生した場合、まずはいじめを受けた児童生徒の被害を最小限に抑えるために最善を尽くします。すでに第2章－5のいじめへの対応（p9～11）で述べた通り、いじめを受けた児童生徒の救済を最優先に考え、いじめを行う児童生徒の行為を止め、関係機関と連携して指導します。

（3）重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した時には直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は直ちにそれを市長に報告します。

（4）調査主体について

学校から重大事態の報告を受けた場合、教育委員会はその事案の調査を行う主体を学校とするか、教育委員会とするかについて、関係する保護者の要望を十分に把握した上で判断します。

（5）調査を行うための組織について

教育委員会が調査を行う際には、柏市いじめ重大事態等調査検証委員会*を立ち上げ、公平性・中立性を確保するよう努めます。関係する保護者の要望を十分に把握し、調査責任者は教育委員会事務局職員から教育長が命じます。

学校が調査を行う際には、校内いじめ防止対策委員会を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるようにします。教育委員会は学校の要望に応じて人材を派遣する等の支援を行い、連携して調査に当たります。

また、関係者の意向を配慮し、必要に応じて市長部局と連携を図り、対応します。

※柏市いじめ重大事態等調査検証委員会とは、いじめに関わる重大事態についての教育委員会における調査に客観性、公平性、中立性、透明性、信頼性を持たせるために、第三者機関を設置して調査・検証を行うことを目的とした教育委員会の附属機関です。弁護士・医師・学識経験者・スクールカウンセラー等を構成員としています。

3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供します。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報の取り扱いに十分配慮します。

(2) 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

4 市長による再調査及び措置 (法第30条)

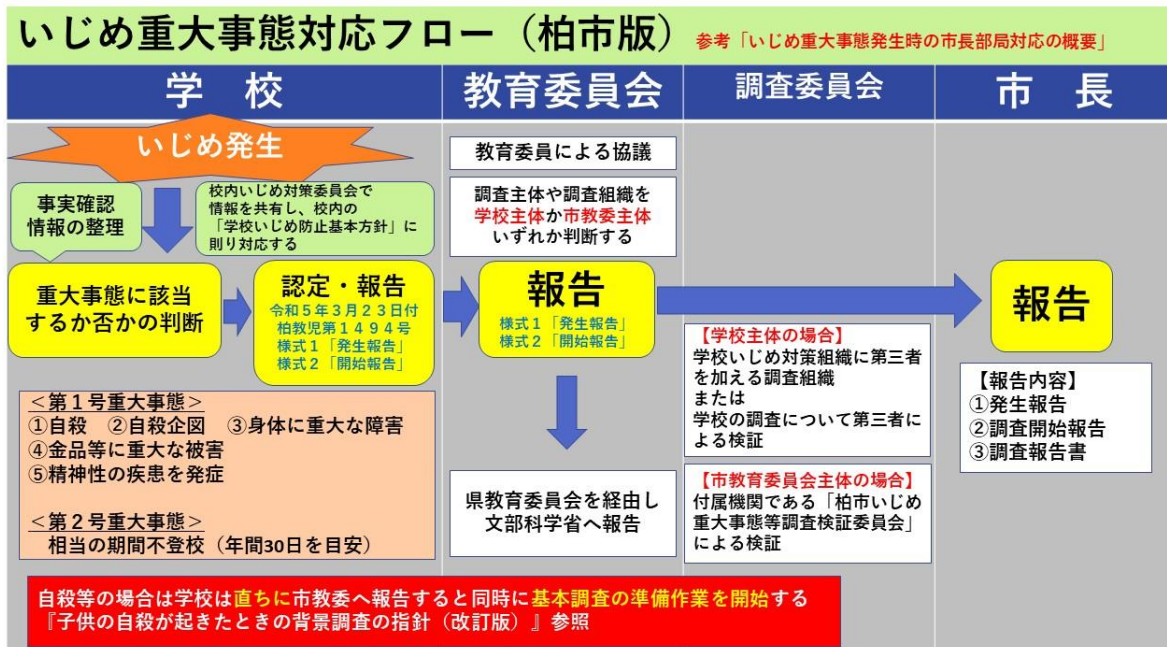
(1) 再調査

上記(2)の報告を受けた市長は、報告された重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に従い、報告された調査の結果について再度調査(以下「再調査」という。)を行います。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は再調査の結果を議会に報告しなければなりません。議会へ報告する内容は、個々の事案に応じて適切に行い、個人情報に対しては必要な配慮を確保しなければなりません。

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、調査の対象となった重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のために人材を派遣し、学校を支援します。



名 称	「柏市いじめ防止基本方針」		
発行者	柏市教育委員会		
発行日	平成26年	4月1日	
	平成29年	4月1日改訂	
	令和 2年	4月1日改訂	
	令和 5年	4月1日改訂	
	令和 8年	4月1日改訂	
連絡先	柏市教育委員会	学校教育部	児童生徒課
	04-7191-7210		